議案第33号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年５月17日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 １～16　（略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免） 17　第29条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和３年度分及び令和４年度分の国民健康保険税（令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。 ⑴・⑵　（略） 18・19　（略）	附　則 １～16　（略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免） 17　第29条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和２年度分及び令和３年度分の国民健康保険税（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。 ⑴・⑵　（略） 18・19　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市国民健康保険税条例附則第17項の規定は、令和４年４月１日から適用する。